

組合に入ろう！
組合に相談を！

かしな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

第4次ロックアウト解雇 会社 控訴断念 判決確定

原告を職場に戻し 争議を全面解決せよ

官民共同で勝訴確定を
宣伝！日本IBM本社前



今回の組合側勝訴確定は、団交拒否事件での不当労働行為救済命令の確定、賃金減額事件での請求認諾、ロックアウト解雇第1次・2次裁判全面勝利に続くもので、組合は連戦連勝です。

現在、第1次・2次裁判は高裁で、第3次裁判は地裁で和解協議が進行中です。第5次裁判は証人尋問が終わったところで裁判所が心証を決める

連戦連勝の組合

2017年3月8日に勝利判決が出された第4次ロックアウト解雇裁判は、控訴期限になっても会社が控訴しなかったことが判明。組合側の勝訴が確定しました。すでに原告には約3年分の未払い賃金が遅延損害金6%を含めて支払われました。また、3月分からは給与支払いも開始。弁護士から復職に向け協議を開始すると通知がありました。

勝訴判決が確定 復職に向け協議開始

このタイミングで第4次裁判の勝訴が確定したことは、これら裁判の行方にも大きな影響を与えることは必至です。

司法による断罪によって、もはや会社の人事労務政策の誤りと破綻は明らかです。これ以上愚行を繰り返すことは、社会的信頼を失墜させることはやめ、憲法や労働法を遵守し、労働者の雇用と基本的な権利を尊重する労務政策へと根本的に転換すべきときです。

現在係争中のすべてのロックアウト解雇事件及び賃金減額事件についても、先行した裁判と事件の本質・背景は同様です。もはやこれ以上争っても無益です。会社は、争議の全面解決を決断するとともに、労使関係を正常化すべきときです。

全面解決のとき

会社の人事労務政策の誤りと破綻は明らか



巨象IBMに挑む

ロックアウト解雇を跳ね返す

田島 一 著 ●予価:本体1400円+税/四六判/128頁
ISBN978-4-406-06130-8

“ITの巨象”日本IBMが、労働者に解雇を通告して会社から閉め出す「ロックアウト解雇」を強行。この無法に「人としての尊厳」をかけて立ち向かった組合員の闘いを追う渾身のルポ。

3/15
発売

《主な目次》

- 1章 賃金減額裁判全面勝利——判決を恐れ、逃げた会社
- 2章 大リストラの苛烈な歴史
- 3章 特命帯びたコストカッター新社長
- 4章 東京地裁、無法に鉄槌下す——判決日ドキュメント
- 5章 労働委員会でも会社を追い込む
- 6章 法廷からのレポート

〈手記〉「何がなんでも勝たねばならぬ」を胸に……大岡 義久 (JMITU 日本アイビーエム支部中央執行委員長)

〈解説〉日本IBM「ロックアウト解雇」の本質は何か……生熊 茂実 (JMITU 中央執行委員長)

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 ☎03-3423-8402 FAX 033423-8419 【営業】info@shinnihon-net.co.jp【Mail】

小池東京都知事の愛読書「失敗の本質」にも出てくるインパール作戦は、無謀な作戦の代名詞でも有名である▼戦後、連合軍の尋問に対して、将校らは「作戦を立案したM司令官が撤退を言い出すべきだと思った」と答えた。当のM司令官は「作戦を立案した立場で撤退を言い出せなかった。心の内を察して欲しかった」と答えた。この無責任体制のため、日本軍の撤退は遅れ、戦場は日本兵の死体で溢れた▼日本の労働法を無視し、最初から無謀な戦いだつたロックアウト解雇裁判は、原告1人の解雇無効が確定し、撤退の時期を迎えている▼過ちを正すのに遅すぎることはない。インパール作戦の愚行を繰り返すこともない。会社は人事と法務で責任を明確にし、速やかに争議の全面解決を決断するべきである。

学習しよう 労働者の権利

憲法が労働者の団結権を保障している 意味とその歴史的意義 弁護士 岡田 尚

団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権）。憲法に定められた「労働基本権」ですが、この権利は労働組合に加入することで、また労働組合として会社に対して行使するものです。

なぜこのような権利が労働者側に認められているのか、また労働者は労働法をどう活用すべきか。JMITU日本IBM支部争議弁護団の一員である岡田尚弁護士が月刊『学習の友』2017年4月号に執筆した記事をもとに改めて「学習」していきましょう。

※『学習の友』編集部および岡田尚弁護士の許可を得て転載しています。

居酒屋から始まった労働組合

憲法28条は、「勤労者の団結する権利及び団体



交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定めています。これが労働組合を結成し、使用者と対等に話し合い、要求が受け入れられなかったときにはストライキをする等の権利の源泉です。このような権利の保障は、日本国憲法が制定された1946年以前のわが国にはありませんでした。これを労働基本権といい、ここでいう団結権が認められてはじめて労働組合の結成が非法でなくなつたのです。労働者を売り、賃金をもらうことをしか生きていけない労働者にとって、不満と要求はなくなることはありません。仕事が終わって、ビールを飲みながら愚痴をこぼし合う…そんななかから連帯が生まれ、団結が生まれます。それが労働組合結成のはじまりです。

それをみた資本家たちは「そのまともりが自分に向かつてきたら」と恐くなって、例えば英国では1799年の「団結禁止法」ができました。労働者が団結することはもちろん、話をする 것도、説得することも、カネを出すことも、集めることも、全てを禁止されていきました。そして、労働者はこうした弾圧に抗してたたかうために、お互い裏切らないことを約し、「兄弟分の契り（フラザーリング）」を結んだので

力を使ひ、お互い納得すれば自由契約できるはず。しかし、労働基準法32条は「原則1日8時間、週40時間を超えて労働させてはならない」としています（もちろん暴力等の行使は例外です）。ストライキは外形的・形式的にみれば「会社に対する業務妨害」ですが、これに対しても威力業務妨害罪の刑事責任も損害賠償の民事上の責任も問われません。



また、同法7条2号に「使用者の団体交渉承諾義務」が規定されています。使用者は労働組合の団交申し入れを断つてはいけません。一方、労働組合は使用者から話し合いの申し入れがあつても、受けるか断るか自由を選択できます。そして、使用者が労働組合の結成や活動を妨害すると「支配介入」とみなされ（同3号）、組合員に不利益取扱いをすることも禁じられています（同1号）。

（3ページに続く）

（2ページからの続き）

労働組合法は、使用者に対して「不平等」な取扱いをしているのです。対等にするためにいわば労働者に「下駄を履かせている」のです。

何故、労働者に「下駄を履かせている」のか

どうして、こんなに労働組合側を有利に取扱っているのでしょうか。近代法が形式的自由・形式的平等を謳つたのに対して、労働者や農民に実質的自由・実質的平等を付与したのが、ワイマール憲法における生存権です。この考えは、日本国憲法25条に引き継がれています。労働法は、この生存権を具体的に確保するために、労働者を階級的従属・人格的従属から解放し、団結権、団体交渉権、争議権（これを「労働基本権三種の神器」といいます）を認めることによって、労使の実質的対等の

原則を実現し、そのなかではじめて人間の尊厳が守られると考えたのです。労働法を我がものにして日常活動の活発化を

労働法を我がものにして日常活動の活発化を

このように厳しい歴史と試練を経て日本国憲法に規定された労働基本権を、現代の私たちが理解し、これを使いこなさなければなりません。権利が法典のなかに眠っているのは、絵に描いた餅になつてしまいません。権利を守り、発展させるためには「権利のための闘争（イニ



リング）が必要です。まずは、労働者・労働組合に憲法や労働法が認められている権利を知ること、そしてこれらをどう使うかを日常的に考えることが求められます。三種の神器を、使用者からの攻撃に対する防御としてだけ

ではなく、こちらからの攻撃の道具として用いなければなりません。組合活動の権利（組合事務所の貸与、掲示板の設置、チェックオフ等）を拡大し、賃金等労働条件についても、使用者が一方的に制定する就業規則ではなく、労使対等で合意した労働協約によつて決定することが大事です。労働協約に反する就業規則は無効です。どんな小さなことでも労使合意なくとも協議を経て決めるということを慣行化させることが重要です。そして、仮に獲得した既得の陣地があつても、す

悪への歩みは急ピッチで進んでいます。憲法の危機は労働法の危機です。労働者・労働組合の権利の後退は戦争への道となつていきます。「今、ここに、共に、生きる」私たちは、職場から、地域から、これを阻止するためのたたかいと一緒に立ちあがらなければなりません。

今、安倍内閣の憲法改

憲法の危機は労働法の危機

おいてもう一つ重要なことは、労働者にこのよう

組合なんでも相談窓口			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
本 社	TSDL・ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本 社	GTS・ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
幕 張	価格計画・S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS・インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS・西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所連絡先	TEL:03-3583-9037(月~金 13時~16時) FAX:03-5562-0853		
	メール:kumiai@jmitu-ibm.org 組合ホームページ:http://www.jmitu-ibm.org/		

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡の電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL:03-3355-0611代 Web :http://tokyolaw.gr.jp/
旬報法律事務所	弁護士 大熊 政一、山内 一浩、並木 陽介、細永 貴子 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル6階(受付7時)TEL:03-3380-5311代 Web: http://jnpco.org/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NG5太田町ビル5階 TEL:045-222-7577

★ 「かいな」のバックナンバーがWEBで読めます。「かいな」で検索

★ 「かいな」の更新情報をメールで購読 できます。「かいな」で検索